

3. 感染症について

※各様式は子育てサイト「はぐはぐ柏」に掲載されています →
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/hoken/infection.html>



(1) 登園時に「意見書(治癒証明書)・登園届・経過報告書」が必要な感染症について次の表にある病気にかかった時は、出席停止となるため、園に必ずご連絡ください。

病名	登園再開の目安
登園再開時に『意見書(治癒証明書)』(※医師が記入)が必要な感染症	
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹(腫れ)が発現してから後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
風しん(三日はしか)	発疹が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること。または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過していること
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
腸管出血性大腸菌感染症(O-157 O-26 O-111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること

登園再開時に『登園届』(※保護者が記入)が必要な感染症	
溶血性レンサ球菌咽頭炎(溶連菌感染症)	抗菌薬内服後24時間～48時間が経過していること。
ウイルス性胃腸炎(嘔吐・下痢)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、通常の食事がとれ、体力が回復すること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになること
RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良くなること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身の状態が良くなること
带状疱疹	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになること

登園再開時に『経過報告書』(※保護者が記入)の必要な感染症	
インフルエンザA・B	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

特に『意見書(治癒証明書)』『登園届』『経過報告書』の必要が無い感染症	
伝染性膿痂疹(とびひ)	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。顔など覆うことが出来ない場所にびらんが無くなるまで

※記載の無いその他の感染症になった場合、登園再開については主治医の指示に従ってください。

※医療機関が発行(記入)する証明書の場合、園指定の様式でなくても構いません。

※「登園届」を保護者さんが記入する場合は、園指定の様式への記入にご協力ください。